

## 検討会における主な意見

1  
2  
3 (地域と共生した適正な再エネの導入・管理に関する基本的な考え方)

4 <委員意見・ヒアリングポイント>

5 ◆ 地域共生に関する考え方について

- 6 ・地域との共生については安全安心に加えて、地域への貢献を検討することが必要。
- 7 ・「カーボンニュートラルと地域共生の両立」を検討するに当たっては、地域共生とは何か、地域共生のために何をやるべき・何をやるべきでないかということについて整理しておくことが重要。
- 10 ・マイクログリッドの構築等の地域で使える「自立分散型」再エネ電力が必要。
- 11 ・地域と共生したグッドプラクティス等について収集・分析することが重要。

12 ◆ 適正な再エネの導入・管理に関する対応を検討するにあたっての視座

- 13 ・地域におけるトラブルについて、ファクトに基づき懸念・違反の種類（景観、災害等）に応じて課題を整理し、法律でできること、条例でできること、それ以外で対応できるものを意識し、整理することが重要。
- 16 ・過去の問題への対応と、中長期的に一定の規律の下で導入を促進していくための対応は分けて議論することが必要。
- 18 ・事業の段階に分けて、どういう情報が得られていて、どういう関係者がいるかをユースケースにわけて議論することが必要。

20  
21 (土地開発前段階)

22 ○太陽光発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

23 <委員意見・ヒアリングポイント>

24 ◆ 太陽光発電設備の立地の考え方について

- 25 ・地域との調和のとれた再エネ導入には、乱開発や無秩序な開発の行われぬ仕組み作りが重要。
- 27 ・従来型の発電設備と異なり、再エネ設備は住宅に近いところにも設置されるため、ゾーニングが重要。
- 29 ・推進と抑制のバランスを考えるのであれば、推進すべきエリアと抑制すべきエリアのメリハリをつけるべき。
- 31 ・短期的には各法令個々の規律を高めることが重要。中長期的には縦割りの土地利用・開発ルールを見直し、上位の土地利用制度を検討することも考えられる。

33 ◆ 太陽光発電設備の開発許可等の運用における考え方について

- 34 ・林地開発許可における検討同様、太陽光発電事業の特性を踏まえた開発許可の考え方に関する関係省庁連携が重要。
- 36 ・規制要件に満たない盛土・切土の斜面であっても、植生や表土の性状によって問題が生じる点に留意。

- 1 ・敷地外への土砂流出など各省にまたがる論点もあるため、よく連携することが重要。検  
2 討に当たっては、安全性と経済性のバランスに留意。
- 3 ・地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入には国と自治体との連携が必須。自  
4 治体が条例に基づく指導等を行う場合のよりどころとなるような国の方針等の検討が必  
5 要。
- 6 ・林地開発許可制度における安全な土木の工法については、盛土規制法案の技術基準を参  
7 考に見直す。
- 8 ・災害の恐れが高い区域が事業区域に含まれる場合、林地開発許可制度においては、開発  
9 行為に先立ち、えん堤の設置等の対応策を検討させ、計画書に記載させる。

## 10 11 ○再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応

### 12 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 13 ・各種法令が縦割りになりやすいため法令間の連携、ワンストップなどが重要。温対法は  
14 促進区域に限るため、それ以外のエリアについての対応の検討が必要。
- 15 ・温対法の促進区域へのインセンティブとして、再エネ特措法等との連携も考えるべき。
- 16 ・ゼロカーボンシティに賛同している一方、抑制的な条例の制定に積極的な自治体もあ  
17 り、取組についてちぐはぐ感を受ける。地域の目標値を設定し、それに沿った土地利用  
18 計画・ゾーニングが必要。
- 19 ・目標値と整合した本来的なゾーニングや再エネ促進区域への支援が必要。
- 20 ・地域脱炭素化促進事業に実効性を持たせるためには経済的誘導策が有効。

## 21 22 ○風力発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

### 23 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 24 ・議論の中心は太陽光であるが、風力の導入量も増やす必要があるため、事業者の予見性  
25 を確保する観点から、アセス法の対象規模以下の案件について条例に任せておくだけ  
26 良いのか検討すべき。

### 27 28 (土地開発後～運転開始後・運転中段階)

## 29 ○違反の未然防止・早期解消に向けた取組

### 30 <委員意見・ヒアリングポイント>

#### 31 ◆ 関係法令違反時等における行政機関の連携強化

- 32 ・宅造法、森林法、農地法等の違反があった場合における、自治体から経産局への通報の  
33 仕組みなどの連携体制の構築が必要。また、FIT認定を前提とした許認可に関する情  
34 報交換をすべき。
- 35 ・林地開発許可により森林以外に転用された後の継続的な管理について、経過観察を要す  
36 る緑化等は森林法の枠組みで一定期間監督しつつ、電事法など関係省庁と連携した取組  
37 を強化することが重要。

#### 38 ◆ 違反状況の早期の解消・違反の未然防止について

- 1 ・再エネ特措法の指導、改善命令、取消等の手続では必ずしも違反状態を直すインセンティブが働かない可能性もある。早期に改善、予防する仕組みを議論することが必要。
- 2
- 3 ・林地開発完了確認前（防災施設設置前）に事業を開始しているケースや森林法違反の指導中に売電しているケースもあり、違反状態での売電を防ぐ仕組みが重要。
- 4
- 5 ・維持・管理等が不十分な案件については、FIT価格での買取りを行わない（買取価格の変更、買取停止）といった市場原理に基づく手法が効果的ではないか。
- 6
- 7 ・事故情報の分析やデータベース化が必要。また、違反案件については、指導・勧告など早い段階で系統接続を止めることが重要。
- 8
- 9 ・中小規模の設備を中心として、運転開始前に関係法令等の違反がないかについてのチェック機能を働かせることが重要。
- 10
- 11 ・規制の遡及適用については慎重な検討が必要。

12

### 13 (廃止・廃棄段階)

#### 14 ○リサイクル・適正処理に関する対応の強化

##### 15 <委員意見・ヒアリングポイント>

#### 16 ◆ リサイクル・適正処理に関する制度的対応について

- 17 ・制度の検討にあたり、関係行政機関の情報共有も重要。
- 18 ・廃棄について、関係者が連携して新たな制度を整備するには時間がかかるため、速やかに議論を開始すべき。
- 19
- 20 ・輸入品が多い製品についての廃棄物に関するリサイクル等の循環管理の法的ルールは従来打ち出されておらず、早急な制度的対応が必要である。
- 21
- 22 ・非FIT・FIPも見据え、再利用や適切な廃棄には地域と協力した回収フローの構築が必要でもあり、リサイクル・廃棄について制度的措置の検討が必要。
- 23

#### 24 ◆ 事業終了時等における適正な対応について

- 25 ・廃棄については積立制度など最低限措置されたが、事業終了をどのように特定するかが肝要。
- 26
- 27 ・今後の太陽光パネルの適正処理に向けて、廃棄に関する情報把握が重要。また、事業の廃止届と廃棄物該当性の判断との間にギャップがあり、パネルを廃棄物として扱うタイミング・考え方などの整理が必要ではないか。
- 28
- 29
- 30 ・計画倒産などで事業者が行方不明になった場合に備え、建築基準法や空家特措法の中で規定されているような略式代執行の仕組みを法令で設けておく必要性が高いのではない
- 31
- 32
- 33

33

#### 34 ○検討にあたっての考慮事項

##### 35 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 36 ・発電設備から出た廃棄物がきちんと処理業者に渡されるフローが重要。
- 37 ・廃棄物処理については、パネルの処理について地方における雇用創出の契機にできないか。
- 38

- 1 ・高度リサイクル設備補助等、国の支援も重要。また、搬入コストを念頭に置くと、ある  
2 程度メガソーラーが集まっている場所にリサイクル工場を設置するといった適正立地の  
3 考え方についても、これからの検討課題。
- 4 ・太陽光パネルの大部分を占めるガラスのリサイクルを進めるため、再生資源としての需  
5 要開拓等の課題を今後検討していくことが必要。
- 6 ・持続可能な適正処理・リサイクルの仕組みの検討を開始することを念頭に、関係省庁及  
7 びステークホルダーによる意見交換会の場を立ち上げてはどうか。

8

## 9 ○適正な廃棄処理に向けた関係者への情報発信・周知

### 10 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 11 ・長期間にわたる最終処分場の維持管理のため、有害物質の含有や溶出等の観点から廃棄  
12 物の確認を徹底する必要。そのため、廃棄物処理事業者に対して廃棄物の性状（重金属  
13 等の含有や溶出等の状況）等に関する情報の提供を徹底することが重要。また、国産メ  
14 ーカーであれば太陽光パネルの含有物等の情報の公開を行っているケースもあるが、外  
15 国産などの場合も含め情報の発信が必要。
- 16 ・太陽光発電設備の廃棄ルール等について、農業の現場の方々に届くように周知徹底が必  
17 要。

18

## 19 ○調達期間後の設備更新

### 20 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 21 ・事業計画ガイドラインにおいて、調達期間終了後の設備更新についても努めることとさ  
22 れているが、どのように発電設備の更新を促していくのか。土地や系統を考えれば更  
23 新・有効活用は重要。
- 24 ・FIT期間だけでなく、長期安定的に運用できる設備とすることが重要。
- 25 ・調達期間終了後の設備について、自治体等を含む事業者等が継承し長期稼働させるよう  
26 な地域に根ざした取組を国が支援するような制度の検討も行ってはどうか。

27

28 (横断的事項)

## 29 ○地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション

### 30 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 31 ・地域とのコミュニケーションの観点から説明会の重要性が高まっているが、誰が何を説  
32 明する必要があるのか等の整理や調整のテーブルに着ける仕組み作りが必要。
- 33 ・地域住民と事業者の間のトラブル解決のための話し合いの場が必要。開発開始後・運転  
34 開始後の環境破壊等について対応の場がなく、自治体などの第三者も交えた話し合いの  
35 場を設ける仕組みを検討すべき。
- 36 ・ドイツにおける紛争調停機関（KNE）など類似の機関を参考として検討を行ってほ  
37 うか。

- 1 ・条例によって事前のコミュニケーション手続を設けた結果、事業者と地元住民との対話  
2 が促進され、市への苦情が減少した可能性あり。
- 3 ・林地開発許可制度などの関連制度間において、地域の意見を反映させるための仕組みに  
4 ついて、関係省庁や都道府県と連携を進めることが重要。
- 5 ・自治会合意や住民合意など私人の同意を求めることは、財産権との関係で慎重であるべ  
6 き。

7

## 8 ○適切な事業・事業者のあり方

### 9 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 10 ・事業者の適格性についても議論がありうる。一義的な責任者は事業者だが、低圧設備な  
11 どは事業者というよりかは個人などが所有者となっているケースもあり。誰に対して責  
12 任を課していくかの整理も重要。
- 13 ・事業者が途中で変わるような場合、新たな事業者が現場や事業実態等を把握しておら  
14 ず、事業譲渡によって適正な事業の引継ぎがなされないといった太陽光発電事業の特性  
15 に留意。

16

## 17 ○規制のあり方

### 18 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 19 ・規律違反に対して刑罰を課す場合、警察等がないと措置できないため、行政機関で完  
20 結するような規制について検討するのが良いのではないか。

21

## 22 ○非FIT・FIP案件に対する検討

### 23 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 24 ・非FITについては電気事業法とアセス法が関わるが、条例だと予見可能性が低くなる  
25 おそれもあることから、事業の健全化のために、促進とのバランスに留意しつつ、事業  
26 者の事業継続性や欠格要件など、一定の法規制の検討も必要ではないか。

27

28

## 参考：検討会の開催回ごとのコメント

### 第1回（2022年4月21日9:30～12:00）

（地域と共生した適正な再エネの導入・管理に関する基本的な考え方）

#### <委員意見・ヒアリングポイント>

- ・地域との共生については安全安心に加えて、地域への貢献を検討することが必要。
- ・「カーボンニュートラルと地域共生の両立」を検討するに当たっては、地域共生とは何か、地域共生のために何をやるべき・何をやるべきでないかということについて整理しておくことが重要。
- ・過去の問題への対応と、中長期的に一定の規律の下で導入を促進していくための対応は分けて議論することが必要。
- ・事業の段階に分けて、どういう情報が得られていて、どういう関係者がいるかをユースケースにわけて議論することが必要。

（土地開発前段階）

#### ○太陽光発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

##### <委員意見・ヒアリングポイント>

- ・林地開発許可における検討同様、太陽光発電事業の特性を踏まえた開発許可の考え方に関する関係省庁連携が重要。
- ・地域との調和のとれた再エネ導入には、乱開発や無秩序な開発の行われない仕組み作りが重要。
- ・従来型の発電設備と異なり、再エネ設備は住宅に近いところにも設置されるため、ゾーニングが重要。
- ・規制要件に満たない盛土・切土の斜面であっても、植生や表土の性状によって問題が生じる点に留意。

#### ○再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応

##### <委員意見・ヒアリングポイント>

- ・各種法令が縦割りになりやすいため法令間の連携、ワンストップなどが重要。温対法は促進区域に限るため、それ以外のエリアについての対応の検討が必要。
- ・温対法の促進区域へのインセンティブとして、再エネ特措法等との連携も考えるべき。
- ・ゼロカーボンシティに賛同している一方、抑制的な条例の制定に積極的な自治体もあり、取組についてちぐはぐ感を受ける。地域の目標値を設定し、それに沿った土地利用計画・ゾーニングが必要。

#### ○風力発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

##### <委員意見・ヒアリングポイント>

- ・議論の中心は太陽光であるが、風力の導入量も増やす必要があるため、事業者の予見性を確保する観点から、アセス法の対象規模以下の案件について条例に任せておくだけで良いのか検討すべき。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

(土地開発後～運転開始後・運転中段階)

○違反の未然防止・早期解消に向けた取組

<委員意見・ヒアリングポイント>

- ・宅造法、森林法、農地法等の違反があった場合における、自治体から経産局への通報の仕組みなどの連携体制の構築が必要。また、FIT認定を前提とした許認可に関する情報交換をすべき。
- ・再エネ特措法の指導、改善命令、取消等の手続では必ずしも違反状態を直すインセンティブが働かない可能性もある。早期に改善、予防する仕組みを議論することが必要。
- ・事故情報の分析やデータベース化が必要。また、違反案件については、指導・勧告など早い段階で系統接続を止めることが重要。
- ・規制の遡及適用については慎重な検討が必要。

(廃止・廃棄段階)

○リサイクル・適正処理に関する対応の強化・検討にあたっての考慮事項

<委員意見・ヒアリングポイント>

- ・制度の検討にあたり、関係行政機関の情報共有も重要。
- ・非FIT・FIPも見据え、再利用や適切な廃棄には地域と協力した回収フローの構築が必要でもあり、リサイクル・廃棄について制度的措置の検討が必要。
- ・発電設備から出た廃棄物がきちんと処理業者に渡されるフローが重要。
- ・廃棄については積立制度など最低限措置されたが、事業終了をどのように特定するかが肝要。

○適正な廃棄処理に関する関係者への周知

<委員意見・ヒアリングポイント>

- ・太陽光発電設備の廃棄ルール等について、農業の現場の方々に届くように周知徹底が必要。

○調達期間後の設備更新

<委員意見・ヒアリングポイント>

- ・事業計画ガイドラインにおいて、調達期間終了後の設備更新についても努めることとされているが、どのように発電設備の更新を促していくのか。土地や系統を考えれば更新・有効活用は重要。

(横断的事項)

○地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション

<委員意見・ヒアリングポイント>

- 1 ・地域とのコミュニケーションの観点から説明会の重要性が高まっているが、誰が何を説  
2 明する必要があるのか等の整理や調整のテーブルに着ける仕組み作りが必要。  
3 ・地域住民と事業者の間のトラブル解決のための話し合いの場が必要。開発開始後・運転  
4 開始後の環境破壊等について対応の場がなく、自治体などの第三者も交えた話し合いの  
5 場を設ける仕組みを検討すべき。

## 7 ○適切な事業・事業者のあり方

### 8 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 9 ・事業者の適格性についても議論がありうる。一義的な責任者は事業者だが、低圧設備な  
10 どは事業者というよりかは個人などが所有者となっているケースもあり。誰に対して責  
11 任を課していくかの整理も重要。

## 13 ○規制のあり方

### 14 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 15 ・規律違反に対して刑罰を課す場合、警察等がいないと措置できないため、行政機関で完  
16 結するような規制について検討するのが良いのではないか。

## 18 ○非FIT・FIP案件に対する検討

### 19 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 20 ・非FITについては電気事業法とアセス法が関わるが、条例だと予見可能性が低くなる  
21 おそれもあることから、事業の健全化のために、促進とのバランスに留意しつつ、事業  
22 者の事業継続性や欠格要件など、一定の法規制の検討も必要ではないか。

## 24 第2回 (2022年4月27日 9:30~12:00)

- 25 ○ヒアリング対象団体：①山梨県 雨宮委員、②環境エネルギー政策研究所 山下氏、③横  
26 浜国立大学 板垣教授、④(一社) 構造耐力評価機構

28 (地域と共生した適正な再エネの導入・管理に関する基本的な考え方)

### 29 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 30 ・地域におけるトラブルについて、ファクトに基づき懸念・違反の種類(景観、災害等)  
31 に応じて課題を整理し、法律でできること、条例でできること、それ以外で対応できる  
32 ものを意識し、整理することが重要。

34 (土地開発前段階)

## 35 ○太陽光発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

### 36 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 37 ・推進と抑制のバランスを考えるのであれば、推進すべきエリアと抑制すべきエリアのメ  
38 リハリつけるべき。



- 1 ・敷地外への土砂流出など各省にまたがる論点もあるため、よく連携することが重要。検  
2 討に当たっては、安全性と経済性のバランスに留意。  
3 ・短期的には各法令個々の規律を高めることが重要。中長期的には縦割りの土地利用・開  
4 発ルールを見直し、上位の土地利用制度を検討することも考えられる。

5  
6 ○再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応

7 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 8 ・目標値と整合した本来的なゾーニングや再エネ促進区域への支援が必要。

9  
10 (土地開発後～運転開始後・運転中段階)

11 ○違反の未然防止・早期解消に向けた取組

12 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 13 ・林地開発完了確認前（防災施設設置前）に事業を開始しているケースや森林法違反の指  
14 導中に売電しているケースもあり、違反状態での売電を防ぐ仕組みが重要。  
15 ・維持・管理等が不十分な案件については、FIT価格での買取りを行わない（買取価格  
16 の変更、買取停止）といった市場原理に基づく手法が効果的ではないか。

17  
18 (廃止・廃棄段階)

19 ○リサイクル・適正処理に関する対応の強化・検討にあたっての考慮事項

20 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 21 ・今後の太陽光パネルの適正処理に向けて、廃棄に関する情報把握が重要。また、事業の  
22 廃止届と廃棄物該当性の判断との間にギャップがあり、パネルを廃棄物として扱うタイ  
23 ミング・考え方などの整理が必要ではないか。  
24 ・計画倒産などで事業者が行方不明になった場合に備え、建築基準法や空家特措法の中で  
25 規定されているような略式代執行の仕組みを法令で設けておく必要性が高いのではない  
26 か。

27  
28 ○調達期間後の設備更新

29 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 30 ・FIT期間だけでなく、長期安定的に運用できる設備とすることが重要。

31  
32 (横断的事項)

33 ○地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション

34 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 35 ・自治会合意や住民合意など私人の同意を求めることは、財産権との関係で慎重であるべ  
36 き。  
37 ・ドイツにおける紛争調停機関（KNE）など類似の機関を参考として検討を行ってほ  
38 うか。

1  
2 ○適切な事業・事業者のあり方

3 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 4 ・事業者が途中で変わるような場合、新たな事業者が現場や事業実態等を把握しておら  
5 ず、**事業譲渡によって適正な事業の引継ぎがなされないといった太陽光発電事業の特性**  
6 に留意。

7  
8 第3回 (2022年5月12日 16:00~19:00)

- 9 ○ヒアリング対象団体：①那須塩原市 黄木委員、②東京農工大学 五味委員、③（一社）  
10 太陽光発電協会、④（公社）全国産業資源循環連合会、⑤株式会  
11 社 新菱

12  
13 (地域と共生した適正な再エネの導入・管理に関する基本的な考え方)

14 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 15 ・マイクログリッドの構築等の**地域で使える「自立分散型」再エネ電力**が必要。  
16 ・地域と共生した**グッドプラクティス等について収集・分析**することが重要。

17  
18 (土地開発前段階)

19 ○太陽光発電設備の立地や開発許可の運用の考え方

20 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 21 ・地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入には**国と自治体との連携**が必須。**自**  
22 **治体**が条例に基づく指導等を行う場合の**よりどころとなるような国の方針**等の検討が必要。  
23  
24 ・林地開発許可制度における安全な土木の工法については、**盛土規制法案の技術基準**を参  
25 考に見直す。  
26 ・**災害の恐れが高い区域が事業区域に含まれる場合**、林地開発許可制度においては、開発  
27 行為に先立ち、**えん堤の設置等の対応策を検討**させ、計画書に記載させる。

28  
29 ○再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応

30 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 31 ・地域脱炭素化促進事業に実効性を持たせるためには**経済的誘導策**が有効。

32  
33 (土地開発後～運転開始後・運転中段階)

34 ○違反の未然防止・早期解消に向けた取組

35 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 36 ・中小規模の設備を中心として、**運転開始前に関係法令等の違反がないかについてのチェ**  
37 **ック機能**を働かせることが重要。

- 1 ・林地開発許可により森林以外に転用された後の継続的な管理について、経過観察を要す  
2 る緑化等は森林法の枠組みで一定期間監督しつつ、電事法など関係省庁と連携した取組  
3 を強化することが重要。

#### 4 5 (廃止・廃棄段階)

#### 6 ○リサイクル・適正処理に関する対応の強化

##### 7 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 8 ・廃棄について、関係者が連携して新たな制度を整備するには時間がかかるため、速やかに議論を開始すべき。
- 9
- 10 ・長期間にわたる最終処分場の維持管理のため、有害物質の含有や溶出等の観点から廃棄物の確認を徹底する必要。そのため、廃棄物処理事業者に対して廃棄物の性状（重金属等の含有や溶出等の状況）等に関する情報の提供を徹底することが重要。また、国産メーカーであれば太陽光パネルの含有物等の情報の公開を行っているケースもあるが、外国産などの場合も含め情報の発信が必要。
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15 ・持続可能な適正処理・リサイクルの仕組みの検討を開始することを念頭に、関係省庁及びステークホルダーによる意見交換会の場を立ち上げてはどうか。
- 16

#### 17 18 ○検討にあたっての考慮事項

##### 19 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 20 ・廃棄物処理については、パネルの処理について地方における雇用創出の契機にできないか。
- 21
- 22 ・高度リサイクル設備補助等、国の支援も重要。また、搬入コストを念頭に置くと、ある程度メガソーラーが集まっている場所にリサイクル工場を設置するといった適正立地の考え方についても、これからの検討課題。
- 23
- 24
- 25 ・太陽光パネルの大部分を占めるガラスのリサイクルを進めるため、再生資源としての需要開拓等の課題を今後検討していくことが必要。
- 26

#### 27 28 ○調達期間後の設備更新

##### 29 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 30 ・調達期間終了後の設備について、自治体等を含む事業者等が継承し長期稼働させるような地域に根ざした取組を国が支援するような制度の検討も行ってはどうか。
- 31

#### 32 33 (横断的事項)

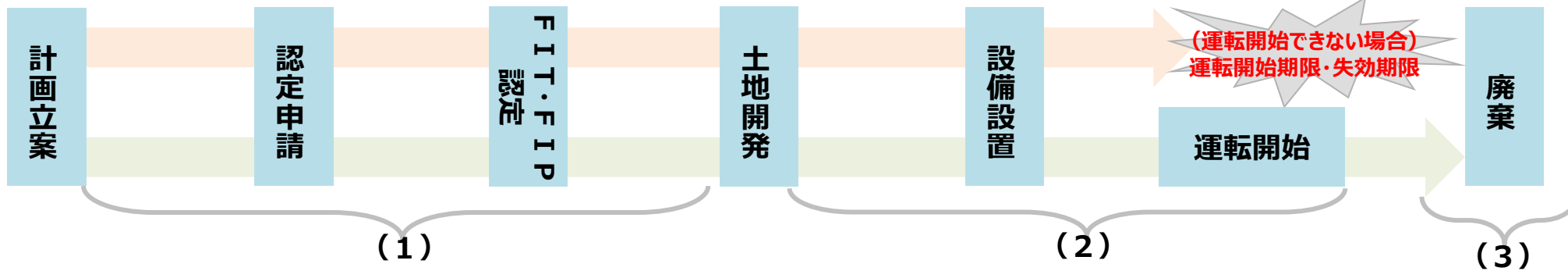
#### 34 ○地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション

##### 35 <委員意見・ヒアリングポイント>

- 36 ・条例によって事前のコミュニケーション手続を設けた結果、事業者と地元住民との対話が促進され、市への苦情が減少した可能性あり。
- 37

- 1 ・ 林地開発許可制度などの関連制度間において、地域の意見を反映させるための仕組みに
- 2 ついて、関係省庁や都道府県と連携を進めることが重要。
- 3

# 再エネ特措法の認定事業の実施の流れ



## (1) 土地開発前段階

- 認定に当たっては、
  - ✓ 設備の設置場所の土地の確保
  - ✓ 電力会社と系統の接続契約
  - ✓ 関係法令遵守の誓約 等が必要
- ※ 認定段階では関係法令の許認可の取得までは求めている
- 土地開発までに、
  - ✓ 森林法の開発許可
  - ✓ 宅造法の開発許可
  - ✓ 砂防三法の開発許可 等が必要
- ※ 規模・立地場所に応じて必要な手続は異なる

## (2) 土地開発後～運転開始後段階

- 運転開始までに必要な電事法の手続は、
  - ✓ 工事計画届
  - ✓ 使用前自己確認届出 等
- ※ 規模等に応じて必要な手続は異なる
- 運転開始後も各種法令遵守義務あり

## (3) 廃止・廃棄段階

- 再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立
- 廃掃法に基づく適正処理 等

## (1)・(2) 段階共通に必要な手続 (地域との対話・環境影響に関する手続)

- 事業の初期段階から、地域と適切なコミュニケーションを図ること (FIT・FIP制度で努力義務)
- 説明会開催など地域の実情に応じた地元対話を求める条例への対応
- 大規模発電設備は環境影響評価法の手続が必要

# 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する関係法令

- 再生可能エネルギー設備の設置に際しては、**土地造成の安全性確保、電気設備の安全性確保、環境の保全**など、地域のニーズや実情も踏まえつつ、**各関係法令に基づいて多面的な観点から規制**。
- 今後、**再生可能エネルギー発電設備の適切な導入及び管理**に向けた施策の方向性について、**関係省庁とも連携しつつ、検討**を進めていく。

## 土地造成の 安全性確保

- **森林法【農水省】 都道府県が林地開発許可。**
  - 太陽光パネルを含め、地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く）における**1ha超の開発行為（盛土・切土等）を規制**
- **宅地造成等規制法【国交省】 都道府県等が許認可**
  - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、**宅地造成工事規制区域内**で一定規模以上の盛土・切土を伴う**宅地造成を規制**
- **砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）【国交省・農水省（地すべり等防止法に限る）】 都道府県が許認可**
  - 太陽光パネルの設置に伴う工事も含め、**砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊区域**で**特定の行為（切土・盛土等）を規制**

## 電気設備の 安全性確保

- **電気事業法【経産省】 国（地方監督部）が許認可等**
  - 太陽光パネルの**電気設備としての安全性を規制**

## 環境の 保全

- **環境影響評価法及び電気事業法【環境省・経済産業省】事業者が環境配慮、国が許認可等**
  - **大規模な太陽電池発電所（3万kW以上）**を法の対象事業に指定（法の対象外の規模の事業も、各地方公共団体の判断によりアセス条例の対象）

※ 上記のほか、温泉法や自然公園法など、電源に応じて各種法令の規制の対象となる。

# 現行制度における再エネ発電設備に対する電気事業法上の規制体系

第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 資料3

- 電気事業法上、小規模な発電設備を含むすべての再エネ発電設備に対し、技術基準への適合義務を課している。また、事故への適切な対応のために、報告徴収や事故報告、立入検査の対象としている。
- また、事業用電気工作物（太陽電池発電50kW以上、風力発電20kW以上）については、主任技術者の選任・保安規程の届出を課しており、かつその出力に応じ、使用前自己確認や工事計画届出等の義務を課している。

## <太陽電池発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制				
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
2,000kW以上	技術基準の適合 ※1	電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出	報告徴収 事故報告	立入検査
50kW～2,000kW			使用前自主検査		
			使用前自己確認 (500kW以上) H28.11		
50kW未満 小出力発電設備	・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等	事故報告は、10kW未満については除く	※居住の用に供されているものも含める。		

## <風力発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制					
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置			
500kW以上	技術基準の適合 ※1	電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出	報告徴収 事故報告	立入検査	
20kW～500kW			使用前自主検査			定期安全管理審査 H27.4
			使用前自己確認 (20kW以上)			
20kW未満 小出力発電設備	・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等					

※1 「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」において技術基準を規定  
 ※2 電気主任技術者の選任や保安規程の届出により適切な保安体制と運用を担保

# (参考) 事業計画策定ガイドラインの概要 (住民との適切なコミュニケーション)

第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 資料3

- 再エネ特措法では、事業者が計画を提出し、その計画が再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の認定基準に基づき、認定を行うこととなっている。また、計画の策定を行うにあたって必要なガイドラインを定めている。
- 同事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがある。

## ●第2章 適切な事業実施のために必要な措置

### 第1節 企画立案

#### 2. 地域との関係構築

- ① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- ② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。